

## 7つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 公募型プロポーザル実施の目的

つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業は、原因が主に家庭(本人又は家族)にあり、生活習慣の乱れや社会性の不足などの複合的な課題を抱えていて、家庭や現在他にある資源だけではその課題が解決できないことが見込まれる子どもに対して、居場所を提供することにより、生活習慣の改善や孤立の防止等を通じて、将来の自立へとつながる支援を行い、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務(以下「本業務」という。)業務委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

本業務を実施するに当たって、価格のみでなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

#### 2 業務概要

##### (1) 業務名

7つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託

##### (2) 業務内容

別紙「7つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託仕様書」のとおり

##### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

##### (4) 見積限度額

16,968,518 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 児童福祉事業について、継続して 1 年以上の実施実績を有すること。

- (8) 別紙「つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託仕様書」で定める内容をすべて実施可能な法人その他団体であること。

#### 4 資料の配布

##### (1) 配布する資料

- ア 7つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 7つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託仕様書
- ウ 提出書類様式一式

##### (2) 配布期間

令和7年(2025年)4月1日(火)午前8時45分から令和7年(2025年)4月9日(水)午後4時30分まで

##### (3) 配布場所等

つくば市こども部こども未来センターで配布する。また、市ホームページに掲載する。

#### 5 参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加意向表明書(様式1)
- イ 参加資格に関する誓約書(様式2)
- ウ 法人(団体)概要が確認できる書類(任意様式)

法人(団体)名、法人(団体)設立年月日、所在地、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、E-mailアドレスなど)を必ず記載すること。

- エ 市税(つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。)、本店所在地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税に

ついて未納がないことを証明する書類の各納税証明書一式（直近2年間）：写し可

オ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（法務局発行）：写し可

カ 法人の定款：写し可

キ 「3 参加資格要件」(7)の実績が確認できる契約書等の書類：写し可

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出期間

令和7年(2025年)4月1日(火)から令和7年(2025年)4月10日(木)までの午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜日を除く。）

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来センターこども未来係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 事前に電話にて来庁日を連絡し、持参により提出

イ 令和7年(2025年)4月10日(木)必着とし、郵送にて提出

(6) 辞退について

応募申込みをした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式3）を令和7年(2025年)4月17日(木)までに提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和7年(2025年)4月11日(金)にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送する。なお、参加資格を満たしていないと判断された申込者は、その理由についてプロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた日から令和7年(2025年)4月18日(金)午後4時30分までに、電子メールにて説明を求めることができる。通知内容に対する異議申し立ては受け付けない。

電子メールアドレス：[wef044@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef044@city.tsukuba.lg.jp)

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 応募申込書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 企画提案書

#### (ア) 企画提案書【基本方針】（様式6）

本業務に関する基本的な考え方について、以下に掲げる項目ごとに記載すること。

- ・ 困難を抱える子どもの支援における居場所づくり事業の意義
- ・ 困難を抱える子どものための居場所づくりに携わる者としての責務並びに役割

#### (イ) 企画提案書【経営状況】（様式7）

本業務を安定的かつ継続的に実施できる経営がなされているかについて記載すること。

#### (ウ) 企画提案書【事業実施実績】（様式8）

児童福祉事業及びそれに類する事業の実施実績について、実施期間及び実施内容を記載すること。

#### (エ) 企画提案書【支援内容及び実施体制】（様式9）

以下に掲げる項目ごとに記載すること。

- ・ 仕様書「5 事業内容」(1)から(4)で規定する事業ごとの支援内容
- ・ アセスメントや支援計画作成についての方策及び取組
- ・ 想定する実施施設の所在地及び設備の詳細
- ・ 安定した運営のための人員配置及び育成に関する計画
- ・ 安全な運営のための方策及び取組

(イ) 企画提案書【見積書】(様式 10)

見積書には、全ての経費を含んだ税込の金額を記入すること。

(ロ) 企画提案書【見積書設計内訳書】(様式 10 関係)

(ハ) 企画提案書【コスト削減に対する取組】(様式 11)

安定した運営を行いつつコストの削減を実施するための方策・取組について記載すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部

(3) 提出期間

令和 7 年(2025 年) 4 月 11 日(金) から令和 7 年(2025 年) 4 月 30 日(水) までの午前 9 時から午後 4 時 30 分まで(土曜、日曜日を除く。)

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来センターこども未来係(庁舎 2 階)

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 事前に電話にて来庁日を連絡し、持参により提出

イ 令和 7 年(2025 年) 4 月 30 日(水) 必着とし、郵送にて提出

(6) 提出書類の作成要領

ア 用紙サイズは、原則 A4 判縦とし、横書きで作成すること。ただし、図表等については、必要に応じて A3 判折込み(縦横の定め無し。)も可とする。

イ 文字のサイズは 11 ポイント以上とすること。

ウ A4 縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。

エ 企画提案書には通しのページ番号を記載すること。

(7) 受理の取消

申込者が、応募書類の提出日から業務委託事業者の決定日までの間に、次の

いずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は間接的に本市職員等と接触を持った場合

#### (8) 辞退について

プロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式3）を令和7年（2025年）4月17日（木）までに提出すること。

## 8 審査

### (1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、7つくばこどもの青い羽根居場所づくり事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

### (2) 候補者の選定方法等

ア 応募申込書（様式4）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ 審査基準は、(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

(ア) 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計

- (イ) 企画提案内容評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
  - (ウ) 提案者評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
  - (エ) 見積価格評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。
- オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が70点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。
- カ 業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。
- キ 選定の結果、業務委託予定者なしとする場合もある。

### (3) プレゼンテーションの方法

#### ア 実施日

令和7年(2025年)5月7日(水)を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

#### イ 実施場所

つくば市役所本庁舎

#### ウ 実施時間

1者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)

※申込者が多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

#### エ 出席者

原則3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1人及び担当者1人は必ず出席すること。

#### オ 審査

非公開

#### (4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	該当様式
提案者評価 【45点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 困難を抱える子どものための居場所づくり事業に関する理解度（15点）</li><li>・ 困難を抱える子どものための居場所づくりに取り組む意欲（15点）</li><li>・ 困難を抱える子どものための居場所の開設及び運営実績（10点）</li><li>・ 財政健全性（5点）</li></ul>	様式6～8
企画提案内容評価（居場所づくり支援に関する事項） 【45点】	下記の項目について、具体性、実現性、実効性、専門性を評価する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援内容（15点）</li><li>・ アセスメントや支援計画作成についての方策及び取組（15点）</li><li>・ 実施施設及び設備（5点）</li><li>・ 安定した運営のための人員配置及び育成に関する計画（5点）</li><li>・ 安全な運営のための方策及び取組（5点）</li></ul>	様式9
見積価格評価 【10点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積金額と提案内容の整合性（5点）</li><li>・ コスト削減の妥当性（5点）</li></ul>	様式10、11
合計 100点		—

#### (5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に文書により通知する。

なお、選定されなかった者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和7年（2025年）5月20日（火）午後4時30分までに説明を求めることができる。方法は、「6 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくばプロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和7年4月1日（火）
実施要領に関する質疑受付	令和7年4月1日（火）～令和7年4月4日（金）
質疑回答	令和7年4月7日（月）
参加申込書の受付	令和7年4月1日（火）～令和7年4月10日（木）
参加資格審査結果の通知	令和7年4月11日（金）
参加資格を満たしていないと判断された者の審査結果に対する説明の要求期限	令和7年4月18日（金）
企画提案書の受付	令和7年4月11日（金）～令和7年4月30日（水）
企画提案書に関する質疑受付	令和7年4月11日（金）～令和7年4月17日（木）
質疑回答	令和7年4月21日（月）
選定委員会の開催	令和7年5月7日（水）（予定）

審査結果の通知	令和7年5月13日（火）（予定）
選定されなかった者の審査結果に対する説明の要求期限	令和7年5月20日（火）
契約締結	令和7年5月中（予定）

## 10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で業務委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、業務委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が業務委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

## 11 質問方法等

### (1) 受付期間

#### ア 実施要領に関する質問

令和7年（2025年）4月1日（火）午前8時45分から令和7年（2025年）4月4日（金）午後4時30分まで

#### イ 企画提案書に関する質問

令和7年（2025年）4月11日（金）午前8時45分から令和7年（2025年）4月17日（木）午後4時30分まで

### (2) 質問提出方法

電子メールにて、質問書（様式12）を以下のメールアドレスに送信すること。必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：wef044@city.tsukuba.lg.jp

### (3) 回答方法

質問のあった場合には、質問回答期日までに、電子メールで回答する。また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

## 12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3) 提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合
- (4) 契約締結日までに、「3 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。

## 14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3) つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。
- (4) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (5) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条

例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市こども部こども未来センターこども未来係

TEL 029-883-1111（内線 2322）

FAX 029-828-6203

E-mail [wef044@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef044@city.tsukuba.lg.jp)